

渡部 純三 局長	定刻より少し早いですけれども、皆さんお揃いになりましたので、ただ今より始めさせていただきます。 御起立願います。一同、礼。御着席ください。 ただ今から辞令交付式を行います。お名前を順にお呼びしますので、自席にて御起立ください。 阿部和孝様、家久英雄様、池田 功様、池田友邦様、井上徹郎様、戒能豊和様、戒能泰隆様、木本健郎様、崎山孝司様、篠原武司様、柴田常則様、高橋 清様、竹田和司様、寺井克之様、原田裕三様、樋野定計様、福田信次様、藤岡正勝様、松村博信様、宮内祥二郎様、森 一成様、山岡欣也様、吉岡幸二様、和田淳一様 以上、24名の委員を代表しまして、木本健郎様に松山市副市長 藤田 仁から辞令交付いたします。副市長、檀上の前にお進みください。 木本健郎様、檀上の前にお進みください。
藤田 仁副市長	辞令書、木本健郎 松山市農業会委員に任命する。 令和5年7月20日、松山市長野志克仁。どうぞよろしくお願いいたします。
木本 健郎 委員	ありがとうございます。
渡部 純三 局長	自席へお戻りください。 以上をもちまして、辞令交付式を終了いたします。皆様、御着席ください。 引き続き、第237回松山市農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたりまして、松山市副市長 藤田 仁様から御挨拶を申し上げます。
藤田 仁副市長	皆さんこんにちは、第237回松山市農業委員会総会の開会にあたり、本来ですと野志市長が御挨拶を申し上げるところでございますが、出席することができませんので、わたくし副市長の藤田でございますが、市長に代わりまして市長のあいさつを代読させていただきます。

〔藤田副市長着席〕

どうもありがとうございました。

渡部純三局長	続きまして、本日は、松山市議会議長 渡部克彦様が、公務の都合により欠席されておりますので、代理で、松山市議会 産業経済委員会 委員長 清水尚美様より、御祝辞をいただきたいと思います。
清水尚美委員長	松山市議会 産業経済委員会 委員長 清水尚美でございます。本来であれば渡部議長が参りまして皆様に御挨拶を申し上げるべきところではございますが、公務、出張中のため、参加が叶いません。議長から祝辞を預かって参りましたので、代読をさせていただきます。 本日ここに、「第 237 回 松山市農業委員会 総会」が開催されるにあたり、市議会を代表してお喜びを申し上げます。 御参会の農業委員の皆様には日ごろから、本市の農業振興並びに市政各般にわたり温かい御支援、御協力をいただいておりますこと厚く御礼申し上げます。 また、今回、農業委員に任命された皆様、誠におめでとうございます。 今後とも、その豊富な知識と経験を最大限に発揮していただき、本市農業の発展に、引き続き御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。 さて、我が国の農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や担い手の減少、グローバル化の進展、農地の減少などに加え、頻発する自然災害による被害の増加など、大変厳しい状況にあります。 このような中、政府は、今後 20 年の変化を見据え、「食料・農業・農村基本法」を 1999 年の制定以来、初めて、見直しに向けた議論を進めており、食料安全保障の強化や農林水産業の持続的な成長を目指しています。 市議会といたしましても、引き続き、国が進める農業政策の動向を注視しながら、地域農業の発展に向け、皆様とともに精一杯努力してまいります。 結びに、本総会が多大な成果を上げ、実り多い場になりますよう、お祈りいたしますとともに、御参会の皆様方の益々の御健康、御活躍を御祈念申し上げまして、私のお祝いの言葉といたします。 令和 5 年 7 月 20 日 松山市議会議長 渡部克彦、代読でございます。 本日は、誠におめでとうございます。

	〔清水産業経済委員長着席〕
渡 部 純 三 局 長	どうもありがとうございました。 ここで御案内いたします。藤田副市長、清水委員長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席をいたします。どうぞ拍手でお送りください。
	〔拍手〕〔藤田副市長、清水委員長退席〕
渡 部 純 三 局 長	それでは、議事に入る前に会場準備がございますので、今しばらく自席でお待ちください。
渡 部 純 三 局 長	それでは、お待たせいたしました。 本日の総会は委員全員が出席しておりますので、会議が成立いたしておりますことを御報告いたします。 それでは、ただ今から議事に入ります。 総会の議長は、「総会規則第5条」により会長が務めることになっておりますが、本日の総会は、農業委員の任命後、最初の総会ですので、会長が決まるまでの間、会議を円滑に運営するため、臨時議長を決め、議事を進めたいと思います。 臨時議長は、農業委員会等に関する法律に規定がなく、また、地方自治法第107条の規定に準じ、慣例により、年長の委員が臨時議長の職務を行っておりますので、そのように取扱いすることによってよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
渡 部 純 三 局 長	御賛同をいただきまして、ありがとうございました。

渡 部 純 三 局 長	それでは、出席委員中、浅海地区の原田裕三委員が年長の委員でありますので、原田委員お願いいたします。 〔臨時議長 原田裕三委員 議長着席〕
原田裕三臨時議長	会長が決まるまでの間、臨時に議長の職務を行います、原田でございます。 議事の運営につきましては、何とぞよろしく御協力のほどお願い申し上げ、これより本日の会を開きます。 まず、ただ今、お座りいただいております仮議席で五十音順に並べておりますので、御了承をお願いいたします。 次に議事録署名人の選任であります、臨時議長に御一任を願えますでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
原田裕三臨時議長	はい、ありがとうございました。 それでは、神和地区の福田信次委員と余土地地区の池田 功委員のお二人にお願いいたします。 それでは、ただ今から議事に入ります。 最初に「会長及び会長代理の選任について」を議題といたします。 本日は、初めて農業委員に任命されました方もいらっしゃいますので、委員の皆様、会長の職務に関することや会長の選出方法について、事務局から説明をお願いしてもよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

原田裕三臨時議長	はい、それでは、事務局の説明を求めます。
住田英俊次長	はい、農業委員事務局次長の住田でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、会長の職務に関することや、その選出方法について御説明いたします。 農業委員会等に関する法律第5条第3項には、会長は会務を総理し、委員会を代表すると定められています。 会長の職務の主なものとしまして、先ほどの会務に関することとは、本日の総会・研修会等の会議の招集、総会の議事進行、議事について可否同数である場合の採決権があること、また、愛媛県農業会議の関係では、毎月下旬に開催されます常設審議委員会での議案の審議や、近隣市町で3,000平米を超える転用案件があった場合に、その市町に出向き現地調査を実施した後、常設審議委員会での調査報告があります。 また、農業会議が開催する市内での研修会等では、開催地の会長挨拶などがあり、東京で年に2回開催されます全国農業委員会会長大会や、松山市議会における議場での答弁があります。 また、毎年11月ごろに四国県都四市会長協議会への出席や、県内11市が集まる愛媛県市農業委員会会長会では、松山市が会長を務めております。 続きまして、松山市が主催する「まつやま農林水産まつり」のオープニングセレモニーへの参加、昨年はコロナの関係でセレモニーはございませんでした。あと、都市計画審議会、JAえひめ中央農協主催の「ぶどう果実品評会」などへの出席がございます。 次に、事務の総括や整理に関しては、事務局職員への指揮・命令や、法に基づいた各種証明書の交付等に関する事務の専決処理がございます。そのほかにも農業委員会の事務や会務を総括するだけでなく、「松山市農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を策定すること、他県や他市町の農業委員会との連携・協力、地域の農業者の声をとりまとめて、松山市の農業施策の改善や地域農業の活性化につなげるために市や県などへの行政機関へ提言、要望するといった松山市の農業者の代表者として、対外的にも非常に重要な役割を担っております。 それでは、会長の選出方法について御説明いたします。 農業委員会等に関する法律第5条第2項で、「会長は委員が互選した者をもって充

住田英俊次長	てる。」とされています。 この「互選」とは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うという意味で、委員が相互に選挙するということは、選挙権者の全て、すなわち、本日、農業委員に任命された全ての委員の皆様がこれに参加する機会を与えられているということであり、投票によって行われるのが原則である一方で、例えば、委員の中から数名の選考委員を選び、選考委員が協議して決めた委員を会長に推薦するといった、指名による推薦で会長が選出される方法も法律上認められております。 ただし、指名による推薦で選出する場合は、あくまでも全会一致の場合に限ります。つまり、委員皆様の全会一致でなければ、会長の選出は成立いたしません。 それと、先ほど御説明しました投票の方法についてですが、これは、あくまでも「互選」による投票ですので、一般の選挙のように誰か立候補して、例えば、2名とか3名とかの中から選ぶというような選挙ではございません。現在、24名の委員の皆様がいらっしゃいますが、皆様全てが会長を選出するための選挙権を持っております。なおかつ、被選挙権についても24名に与えられており、皆様がそれぞれを選び合うというのが、「互選」という投票の形になります。 ただ、新任の委員の皆様にとりましては、選挙といいましても誰に投票していいのか全く分からないといったこともあるかと思います。 そこで、互選という形をとった場合には、被選挙権のある24名全員から御意見を聞かなければならないということになりますが、そうなりますとあまりにも時間がございますので、例えば、どうしても選挙の前にお話をしたいという方がいらっしゃいましたら、その方の自己紹介や意気込みも含め、3分程度で手短にお話いただくのであれば可能かと思いますので、お話しをいただく時間を設けるか否かについて臨時議長から、委員の皆様にお諮りいただけたらと思います。 以上でございます。
原田裕三臨時議長	はい、ありがとうございました。 ただ今、事務局から説明がございましたが、まず、会長の選出の方法をどのようにいたしましょうか。御意見をお伺いします。

	〔藤岡正勝委員、挙手〕
原田裕三臨時議長	はい。どうぞ。
藤 岡 正 勝 委 員	前回から、3年間の経験、実績も十分ある寺井委員を推薦いたしたいと思います。
原田裕三臨時議長	はい、ありがとうございました。 ただ今、寺井克之委員を推薦という発言が出ましたが、ほかにありませんか。
	〔反応なし〕
原田裕三臨時議長	発言もないようですので、それでは、お諮りします。 今、指名推薦ということで寺井克之委員の名前が出ておりますが、賛成の方は、挙手をお願いします。
	〔全員挙手・全会一致〕
原田裕三臨時議長	はい、ありがとうございました。 それでは全員一致でございますので、寺井克之委員を会長に決定いたしました。 ただ今、会長に決定されました寺井克之委員から御挨拶をいただきます。 寺井委員、よろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	ただ今、指名推薦という形で皆様方全員の一致をいただきまして、引き続き会長

寺井克之会長	をさせていただきます。過去３年間、会長として職務を行ってまいりましたが、コロナ禍ということで、なかなか会合も出来ない状況ではございましたが、昨年からやっと愛媛県市農業委員会会長会、また四国県都市会長協議会の会ができるようになりました。今後とも皆様方の御協力をいただきながら、今年の４月１日に農林水産省の農地法改正などのあり、皆様方には大変御迷惑をおかけいたしますが、御協力をよろしくお願いいたしまして挨拶いたします。どうもありがとうございました。 〔拍手〕
原田裕三臨時議長	以上をもちまして、臨時議長としての職務は終わりました。 皆様の御協力を感謝いたします。 寺井会長、議長席にお付き願います。 ここで、暫時休暇いたします。 〔休憩〕
渡部純三局長	それでは、ただ今から引き続き議事に入りますが、総会の議長は「総会規則第５条」により会長が務めることになっておりますので、寺井会長よりお願いいたします。
寺井克之会長	それでは、ただ今、事務局から説明がありましたとおり規則によりまして、私が議長を務めさせていただきます。 皆様の格別の御協力をよろしくお願いいたします。 議席のことですが、五十音順に並べてありますが、ただ今のとおりで皆さん、よろしいでしょうか。

寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ありがとうございました。そのように決定させていただきます。 続きまして、「会長職務代理者の選任について」お諮りをしたいと思います。会長職務代理者は、これまで恒例により一名とさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	御異議なしと認めます。よって、会長職務代理者は、一名と決定します。 続いて、会長職務代理者の選出方法についてですが、これまでには、恒例により議長である会長が指名した者を会長職務代理者に推薦しておりましたが、いかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	ありがとうございます。 それでは、私から会長職務代理者の指名をさせていただきます。 それでは、久谷地区の池田友邦委員にお願いいたします。それでは、会長職務代理者の御挨拶をお願いします。
池田友邦会長代理	ただ今、会長の方から御指名をいただきました、久谷地区から農業委員に出ております池田と申します。皆様の御協力を得まして、この度の会長代行の職務を謹んでお受けいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

寺井克之会長	〔拍手〕 それでは、会長職務代理者の方は前方の席にお着き下さい。 〔池田友邦委員、前方の席に移動し着席する〕
寺井克之会長	続きまして、「農地利用最適化推進委員の選任について」を議題といたします。 選任の方法について、事務局から説明をお願いします。 それでは御説明いたします。
住田英俊次長	農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと定められております。 農業委員会等に関する法律第9条並びに法第19条の規定により、本年4月1日から同月30日までの間、松山市広報紙及び松山市ホームページに掲載し、広く募集を実施いたしました。 募集の結果、委員の定数24名に対し、定数を上回る33名の応募がありました。 去る5月19日に松山市農業委員会の委員候補者評価委員会を開催し、お手元の候補者一覧表に記載の方々を推進委員の候補者として評価させていただきました。 これより、一覧表に記載の候補者に関する経歴等を簡単にお一人ずつ御紹介させていただいた後、推進委員への就任に御同意いただけるか御審議いただきたいと考えております。 なお、御同意をいただきました候補者の皆様につきましては、来る7月31日に会長から農地利用最適化推進委員の辞令書を交付していただく予定となっています。 以上です。

寺井克之会長	事務局の説明が終わりました。この方法でいかがでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	はい、御異議なしと認めます。 よって、ただ今から推進委員候補者の経歴等に関して事務局からの説明の後、委員の皆様にご同意をいただけるかどうかお諮りいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
住田英俊次長	それでは、農地利用最適化推進委員の選任について御説明申し上げます。 農業委員会等に関する法律第17条の規定により、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するために、最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととされています。その定数については、政令で定める基準に従い、「松山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例」で24名に定めています。その候補者としては、重ねて、関谷治夫様、中屋英俊様、南 耕一様、宮内光樹様、森 敏様、そして新たに、石原廣紀様、大西俊成様、烏谷陽一郎様、熊谷 弥様、清水憲治様、仙波克彦様、仙波正幸様、玉井 力様、東村俊之様、徳永茂行様、徳永保王様、徳山年春様、西岡秀樹様、二宮正志様、野本正志様、森川深雪様、森 政彦様、山岡勝利様、横田博幸様を任命いたしたいと思う次第でございます。 再任となる各様の略歴を御説明申し上げますと、まず、関谷治夫様は南斎院町に在住され、年齢は 75 歳でございます。 令和2年7月から農地利用最適化推進委員として御尽力いただいている方でございます。 次に、中屋英俊様は、夏目に在住され、年齢は 73 歳でございます。 平成 29 年7月から農地利用最適化推進委員として御尽力いただいている方でございます。 次に、南 耕一様は、南高井町に在住され、年齢は 65 歳でございます。

住 田 英 俊 次 長	令和２年７月から農地利用最適化推進委員として御尽力いただいている方でございます。 次に、宮内光樹様は、平田町に在住され、年齢は 66 歳でございます。 平成 29 年７月から農地利用最適化推進委員として御尽力いただいている方でございます。 次に、森 敏様は、余戸西５丁目に在住され、年齢は 72 歳でございます。 令和２年７月から農地利用最適化推進委員として御尽力いただいている方でございます。 続きまして、新任となる各様の略歴を御説明申し上げますと、まず、石原廣紀様は、津吉町に在住され、年齢は 73 歳でございます。 令和元年９月から荏原地区土地改良区理事として御活躍されている方でございます。 次に、大西俊成様は、堀江町に在住され、年齢は 57 歳でございます。 堀江町土地改良区理事として御活躍され、現在は、イチジクや野菜の栽培を中心として農業に従事されている方でございます。 次に、鳥谷陽一郎様は、道後町２丁目に在住され、年齢は 65 歳でございます。 令和２年７月より農業委員として御尽力いただいている方でございます。 次に、熊谷 弥様は、平井町に在住され、年齢は 69 歳でございます。 平成 23 年４月より農業を始められ、現在は、水稻や野菜の栽培を中心として農業に従事されている方でございます。 次に、清水憲治様は、水口町に在住され、年齢は 73 歳でございます。 令和２年７月より農業委員として御尽力いただいている方でございます。 次に、仙波克彦様は、北久米町に在住され、年齢は 69 歳でございます。 令和元年４月から久米地区土地改良区役員として御活躍されている方でございます。 次に、仙波正幸様は、平井町に在住され、年齢は 65 歳でございます。 令和２年７月より農業委員として御尽力いただいている方でございます。 次に、玉井 力様は、小川に在住され、年齢は 59 歳でございます。 令和４年７月からえひめ中央農業協同組合経営管理委員として御活躍されている方でございます。 次に、東村俊之様は、浄瑠璃町に在住され、年齢は 71 歳でございます。
-------------	--

住 田 英 俊 次 長	久谷地区総代会副会長として御活躍され、現在は、水稻の栽培を中心に農業に従事されている方でございます。 次に、徳永茂行様は、八反地に在住され、年齢は 73 歳でございます。 平成 23 年から八反地営農組合役員として御活躍されている方でございます。 次に、徳永保王様は、八反地に在住され、年齢は 67 歳でございます。 平成 28 年から八反地地区の水利・営農担当の役員として御活躍されている方でございます。 次に、徳山年春様は、長師に在住され、年齢は 74 歳でございます。 中島土地改良区理事長として御活躍され、現在は、柑橘の栽培を中心として農業に従事されている方でございます。 次に、西岡秀樹様は、西石井 4 丁目に在住され、年齢は 59 歳でございます。 令和 2 年 7 月より農業委員として御尽力いただいている方でございます。 次に、二宮正志様は、才之原に在住され、年齢は 68 歳でございます。 北条市土地改良区総代として御活躍され、現在は、水稻・野菜の栽培を中心として農業に従事されている方でございます。 次に、野本正志様は、安城寺町に在住され、年齢は 72 歳でございます。 平成 28 年 4 月から安城寺町土地改良区理事として御活躍されている方でございます。 次に、森川深雪様は、太山寺町に在住され、年齢は 59 歳でございます。 令和 3 年 4 月から太山寺土地改良区事務員として御活躍されている方でございます。 次に、森 政彦様は、中島栗井に在住され、年齢は 51 歳でございます。 栗井地区会総代として御活躍され、現在は、栗井地区分館主事として従事されている方でございます。 次に、山岡勝利様は、由良町に在住され、年齢は 56 歳でございます。 平成 29 年 7 月から鷺ヶ巣水利組合長として御活躍されている方でございます。 次に、横田博幸様は、西垣生町に在住され、年齢は 73 歳でございます。 平成 26 年 4 月から垣生土地改良区総代として御活躍されている方でございます。 したがいまして、各候補者の皆様とも人格・識見に優れ、広く農業の実情に通じ、農地利用最適化推進委員として最適と存じますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
-------------	---

寺井克之会長	以上で事務局の説明が終わりました。 それでは、委員の皆様にお諮りいたします。御手元の一覧表に記載している推進委員の候補者については、選任に御同意いただけますでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	推進委員への選任については、同意をいただいたと認めます。 以上により、定数 24 名の農地利用最適化推進委員を選任し、委嘱をいたします。 続きまして、「その他について」を議題といたします。その他について、委員の皆さんから何かありませんか。
寺井克之会長	よろしいでしょうか。それでは、以上で議事を終了いたします。 次に、互助会からの説明があります。事務局から説明をいたします。
大野仁美主査	それでは農業委員会互助会について、御説明いたします。 農業委員会互助会は、委員相互の研修と親睦を図るため、昭和 51 年 2 月に発足したもので、委員在任期間中の 3 か年を区切りとし、毎月の報酬から 1 名当たり会費 2,000 円を差し引き、積み立てておき、会員の研修及び療養見舞金等に支出しております。なお、委員改選時には余剰金は精算することとなっておりますので、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。なお、会則、互助規定につきましては、御手元にお配りいたしておりますので、御確認いただきたいと思います。 以上でございます。
寺井克之会長	事務局から互助会について説明がありました。皆様、御異議ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	異議なしと認めます。続いて、事務局から説明をお願いいたします。
大野仁美主査	それでは、続きまして、公務災害共済制度について御説明いたします。 本制度は、全国農業会議所が推進しているものです。委員の皆様が、公務中に不慮の事故で死亡または入院した場合などに、保険金が支払われる制度で各市町村の農業委員を対象にしています。松山市農業委員会におきましても、委員全員が1人当たり1口の御加入をいただいております。保険期間については、1年間です。なお、掛け金は、1口1,000円で、保障額は、死亡時に540万円、その他、後遺障害や入院等の給付もついております。今期の委員の皆様におきましても、1人1口の加入申込をしたいと考えております。8月分の委員報酬より掛け金の年額1,000円を引かせていただきますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明を終わりました。御承認いただけますでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	ありがとうございます。異議なしと認めます。 続いて、事務局からの説明をお願いします。
大野仁美主査	それでは、事務局から6点説明事項がありますのでまとめて御説明いたします。 まず1点目、委員報酬について御説明いたします。 報酬は毎月21日に、当日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前日に、お知らせい

大野 仁美 主査	ただいている口座にお振り込みをします。 現行の委員報酬月額を、会長は月額 59,200 円、会長代理は 48,200 円、一般の委員は 41,500 円です。 次に 2 点目、全国農業新聞の購読について、御説明いたします。 この新聞は、農業委員会の全国系統組織の新聞で、在任中は御購読をお願いしております。購読料は、年間 8,400 円で、毎月の報酬から 700 円ずつ引かせていただきますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。新聞は週 1 回の発行で、御自宅の方へお送りさせていただきます。なお、この全国農業新聞は、現在、系統組織をあげての普及推進運動を展開する方針が示されており、松山市農業委員会といたしましても、愛媛県農業会議への積極的な取り次ぎを図っているところです。委員の皆様には、全国農業新聞の普及拡大について、是非御理解をいただきまして、積極的な斡旋・普及推進・普及拡大を図っていただきますよう御協力をお願いいたします。 次に 3 点目、委員研修会について、御説明いたします。 就任された全ての農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様を対象として、今後の事務処理を円滑に進めるための委員研修会を開催いたします。日時は、再来週の 7 月 31 日、月曜日、午後 2 時 30 分から、場所は、こちらの市役所本館 11 階大会議室にて行う予定です。詳細につきましては、後日、案内状を送付いたしますので、御確認のうえ、御出席いただきますようよろしくお願いいたします。 次に、4 点目、事前提出依頼済の書類について、再度、簡単に、御説明いたします。お忙しい中、事前提出に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。全員に御提出いただきました「調査票」は、連絡先の確認・愛媛県への提出書類に必要な事項の調査です。新任の委員の皆さんに御提出いただきました「口座振替依頼書」、「令和 5 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」、「マイナンバーの提供書」は、委員報酬のお支払い、源泉徴収事務で必要となるものです。扶養控除申告書の提出が農業委員会事務局になかった方は、委員報酬の 3.063%が所得税として源泉徴収されます。押印いただきました記章台帳で、本日、農業委員章（バッジ）を貸与しております。 次に、5 点目、本日の配付物、マチ付き封筒分に入っている分について、御説明いたします。 「農業委員章（バッジ）」は、委員としての現場活動の際に、着用を心掛けていた
----------	--

大野仁美主査	だけたらと思います。「帽子」は、7月31日の委員研修会でお渡しする予定ですが、必要に応じて、着用いただけたらと思います。 また、活動に取り組むにあたり、「農業委員会業務必携」、「農業委員会活動記録セット」、「農業委員会手帳」をあわせて、御活用ください。「令和4年度事務処理実績報告書」、「業務のてびき」は7月31日の委員研修会でお配りする予定です。 再任の皆様には、「農業委員章（バッジ）」は、お持ちのものを引き続き、御使用いただき、「農業委員会活動記録セット」、「農業委員会手帳」につきましては、既にお配りしておりますので、そちらを御活用いただけたらと思います。 最後に、6点目、写真撮影について、御案内いたします。 本日お帰りいただく前に、委員お一人ずつ、写真撮影をいたします。これは、「農業委員証明書（カードタイプの身分証明）」と広報紙「農業委員会だより」への掲載用です。再度、御案内いたしますので、撮影時は、御手元に置いてある名札プレートをお持ちになって、正面の舞台上に写真撮影用の席を設けますので、すみませんが、五十音順で、座席一番左の先頭の阿部委員さんから順に、壇上に上がっていただきますよう、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
寺井克之会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、何か御意見はありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	よろしいですか。 続いて、事務局から地区審査について説明をいたします。
山岡美明副主幹	転用担当リーダーの山岡でございます。3年間よろしくお願いいたします。 それでは、地元地区審査について御説明いたします。 松山市では、農地法の許可申請の締切を、原則、毎月18日に設定しております。

山岡美明副主幹	提出のあった許可申請について、翌月 10 日前後に開催される総会で審議します。そこで、総会での審議前、申請月の月末までに、申請のあった地区で地区審査会を開催し、地元委員の皆さんに、申請者との面談や申請内容の確認、周辺農地への影響などを審議していただいております。この地区審査は、法的に位置づけられたものではありませんが、許可後のトラブル防止のための確認や必要な指導を実施することができることから、長年実施してきました。現在では、優良農地や 1,000 ㎡以上の転用、新規就農、その他必要に応じて開催しておりますが、開催不要の案件についても、地区審査に代わる、書面による地元委員確認をお願いしております。事務局としては、引き続き開催したいと考えておりますが、今回、農業委員の改選がありましたので、開催の可否について決定をお願いします。なお、引き続き開催が決定しました場合、今月の 3・4・5 条の申請分は、全数地区審査を実施します。 7 月 18 日に申請のあった地区は 11 地区で、五明、小野、久米、久谷、興居島、和気、堀江、北条、立岩、東中島、西中島の以上の 11 地区でございます。開催することが決まりましたら、後日、関係する委員及び推進員の皆様に、担当から、日程調整の連絡をさせていただきますので、よろしくお願いします。また、詳細については、地区審査開催時及び 31 日の研修会にて御説明さしあげる予定となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で、地区審査の説明がありましたが、何か御質問はございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	よろしいですか。それでは、今後も引き続き実施することにいたします。 以上で事務局からの説明は終わりました。委員の皆様から何か御質問などございませんか。
寺井克之会長	よろしいでしょうか。

寺井克之会長	委員の皆様には、御協力をいただきまして、ありがとうございます。 これにて、議長の任を解かせていただきます。
渡部純三局長	それでは、閉会にあたりまして、会長より御挨拶を申し上げます。
寺井克之会長	本日から3年間、皆様には大変お世話になります。どうかよろしくお願いします。 今日、専任されました推進委員さんとともに、48名これから松山市農業委員会という形で活動をしてまいります。どうかお忙しい中、大変お世話になりますけれども、御協力、御指導いただきますようよろしくお願いします。今日はどうもありがとうございました。
渡部純三局長	それでは、閉会后、皆様の写真撮影を行いますので、この場にお残りくださいますようお願いいたします。 これをもちまして、本日の総会は、閉会といたします。 御起立ください。礼。ありがとうございました。 午後3時24分閉会